

図書館政策の動向と図書館経営

松本哲郎(市原市立中央図書館)

1. はじめに

(1) 全体構成

- ① 本科目の狙い ⇒ 「考える」:自身に置き換えて
- ② 大学の科目「図書館制度・経営論」に該当

(2) 注意点

- ① 多様な受講生の構成(地理的な分布・経験年数・勤務館の規模・雇用形態等)
- ② 個人の見解(JLAや所属の見解と異なることも)

(3) 「図書館」とは

- ① 図書館法
- ② ユネスコ公共図書館宣言 1994年

2. 図書館政策の動向

「図書館政策」とは…「図書館事業の振興、図書館に関連した情報提供の事業、情報政策や読書を推進する事業、また著作権に関する問題なども図書館に関する問題についての実現すべき内容、実現のための方法、手段、財源、計画、活動方針などの総体をいうが、多義に用いられる。政府によるものだけではなく、自治体、政党などのほか、民間の団体、個人などからだされたものも政策と言われるようになってきている。(後略)」(図書館用語辞典編集委員会/編『最新図書館用語大辞典』柏書房, 2004, p.405)

⇒「図書館政策の不在」(柳与志夫『文化情報資源と図書館経営 新たな政策論をめざして』勁草書房, 2015, p.333)との指摘も

⇒シンガポールの図書館政策…国立図書館庁(National Library Board: NLB)が公共図書館インフラ整備、ソフト面での充実(先進技術の応用や電子サービスの開発・活用)を主導(宮原志津子「シンガポールの新図書館情報政策 コミュニティーにおける公共図書館の役割」『情報管理』57(7), 2014.10, p.457-467)

(1) 文部科学省の動向

① 文部科学省総合教育政策局の設置について(組織改編)

(http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1410115.htm)

「人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)、グローバル化や人口減少など社会構造は急速に変化しており、教育を取り巻く環境も大きく変化していくと考えられます。(中略)教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、1.教育振興基本計画の策定など総合的な教育政策を企画立案し推進するとともに、2.総合的かつ客観的な根拠に基づく政策を推進するための基盤整備を行います。」

「総合教育政策局設置の目指すもの…学校教育政策と社会教育政策とが縦割りで展開され

ているとの指摘⇒学校教育・社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する機能の重要性がより明確となるよう…」

「公共図書館に関すること」は「生涯学習政策局社会教育課」から「総合教育政策局地域学習推進課図書館振興係」へ。

② **第3期教育振興基本計画**（平成30(2018)年度～平成34(2022)年度）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406127.htm)

「施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営・厳しい財政状況の下、公民館、図書館及び博物館が、地域の活力向上など社会の要請に応じて学習機会を提供していくことができるよう、計画的な老朽化対策を促すとともに、施設の複合化や多様な資金調達など民間の資金やノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営に資する情報の収集や提供を行う。」

③ **公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議**

⇒社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきであるが、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきと考える。

(2) 図書館に関連する国の動向

① 図書館法と社会教育法・教育基本法・憲法

② **2008年の図書館法改正**（教育基本法改正「知の循環型社会の構築」という考え方が契機）

⇒家庭教育の向上に資すること、収集する資料に「電磁的記録」を追加、社会教育における学習成果の活用を促す機会の提供とその奨励、運営評価、附帯決議等

③ 『**図書館の設置及び運営上の望ましい基準**』

☞ **ディスカッション**

④ 地方自治法⇒公の施設（2003年改正で指定管理者制度導入）

⑤ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）

「第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置する…」

⑥ 子どもの読書活動の推進に関する法律

⑦ 文字・活字文化振興法

⑧ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）⇒合理的配慮

⑨ 会計年度任用職員制度⇒臨時・非常勤職員についてその任用根拠及び勤務条件が明確化

⑩ 公共施設等総合管理計画の策定（公共施設適正配置計画）

⑪ 立地適正化計画（コンパクトシティ）

(3) 政策的な図書館例

① 紫波町図書館（オガール・プロジェクト：官民連携）

② オーテピア高知図書館（県・市合築）

③ 安城市図書館情報館（アンフォーレ）

④ 大和市立図書館（大和市文化創造拠点シリウス）

(4) 所管は教育委員会（社会教育）か首長部局（まちづくり）どちらがいいですか？

3. 図書館経営

「図書館経営」とは…「図書の収集・整理から提供に至る一連の業務がよりよく行われるために、図書館の内部的・制度的条件を整える営み。(後略)」(日本図書館協会用語委員会／編集『図書館用語集』日本図書館協会、2013)

- (1) 図書館のミッション(使命)は何か?
⇒それは設置母体である地方公共団体のミッションや目的と整合性がとれているか
- (2) アンケート「自治体の総合計画における図書館政策の位置づけについて」
- (3) 人・まち・社会をはぐくむ情報拠点をめざして～図書館実践事例集～
- (4) 印象に残っている図書館
 - ① 鳥取県立図書館
 - ② 田原市中央図書館
 - ③ 瀬戸内市民図書館
 - ④ 伊万里市民図書館
- (5) 財政的資源・物理的資源・人的資源といったリソースを有効に組み合わせ、できるだけ効果的効率的にミッションを達成できるか⇒前提として職員・蔵書施設の予算確保、連携
- (6) 職員にミッションは共有できているか⇒人材の育成も
- (7) もちろん利用者、市民の視点も取り入れる
- (8) PDCA サイクル
- (9) 管理運営形態の多様化
 - ① 指定管理者制度
 - ② PFI
 - ③ 一部業務委託
- (10) 図書館長になったつもりでミッションを考えてみる

4. まとめ

- (1) 自治体(地域)を知る⇒課題が見えてくる
- (2) 見えてきた課題に対しての優先順位を決めていく(リソースとのバランス)
- (3) サービス計画の策定へ
 - ・手段が目的化しないように
 - ・「伝える」と「伝わる」は違う(相手の背景を考え、わかりやすい言葉で)